「

| $\rho_{ij}$ | | リスク対象資産i | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 1　国内株式 | 2　外国株式 | 3　邦貨建債券 | 4　外貨建債券・外貨建貸付金等 | 5　不動産 | 6　金地金 | 7　商品有価証券 | 8　為替リスクを含むもの |
| | 1式　国内株 | 1.00 | 0.50 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| リスク対象資産j | 2式　外国株 | 0.50 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 3　邦貨建債券 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 4　外貨建債券・外貨建貸付金等 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 5　為替リスクを含むもの | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 |

」を

「

| リスク対象資産j | 2式　外国株 | 0.50 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 3　邦貨建債券 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 4　外貨建債券・外貨建貸付金等 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 5　不動産 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 6　金地金 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 7　商品有価証券 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 | 0.00 |
| | 8　為替リスクを含むもの | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 1.00 |

」に

改める。

別表第八を改める改正規定中「掲げるの」を「掲げる」に改める。

（保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件の一部改正）

**第四条**　保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

前文中「第一条第一項第一号及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」を「第一条第一項第一号、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第九及び保険業法施行規則第八十六条の二等の規定に基づき保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件別表第十六」に改める。

**附　則**

この告示は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。ただし、第一条及び第三条の規定は、公布の日から適用する。

## ○金融庁告示第二十五号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））、別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））、別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（免許特定法人））、別表（第五十九条の二第一項第三号ハ関係（保険会社連結））、別表（第二百十条の十二第一項第四号ハ関係（保険持株会社））及び別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））の規定に基づき、金融庁長官が定める額を次のように定め、同法附則第一条第二号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日　　金融庁長官　三國谷勝範

第一　保険業法施行規則（以下「規則」という。）別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））法第百三十条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）第一条第四項第一号に規定する額

二　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額

三　単体告示第一条第五項の規定により、規則第八十六条第一項第七号に掲げる額から控除される額

四　単体告示第一条の二の規定により、保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百三十条第一号に掲げる額から控除される額

2　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（保険会社単体））法第百三十条第二号に係る細目の項下欄五に規定する額は、単体告示第二条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額とする。

第二　規則別表（第五十九条の二第一項第五号ホ関係（外国保険会社等））法第二百二条第一号に係る細目の項下欄七に規定する額は、次に掲げる額とする。

一　単体告示第一条第四項第一号に規定する額

二　単体告示第一条第四項第四号に規定する額

三　単体告示第一条第四項第五号に規定する負債性資本調達手段等のうち、同条第六項及び第八項から第十項までの規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額に算入することができる額

四　単体告示第一条第五項の規定により、規則第百六十一条第一項第七号に掲げる額から控除される額

五　単体告示第一条の二の規定により、法第二百二条第一号に掲げる額から控除される額